

# 令和2年度行財政改革の推進状況をお知らせします

市では、「日立市行財政改革大綱（第8次計画）」を令和2年3月に策定し、65件の推進事項に取り組んでいます。 \*詳しくは、右記QRをご覧ください。



行財政改革について

## 第8次計画の概要

### 基本理念

未来へつなげる  
行財政運営基盤の確立

### 推進の視点など

#### 推進視点①

行財政運営の質的向上と効率化の推進

#### 推進視点②

あるべき都市像に向けた施策の着実な  
推進

**推進期間** 令和2～4年度（3年間）

**推進事項** 65件

## 計画の推進状況（令和2年度末現在）

推進事項65件の約88%が「計画どおり」「計画より進んでいる」と、順調な滑り出しどうっています。

計画より遅れている  
8件（12.3%）

新型コロナウイルス  
感染症の影響により、  
イベント・会議などを  
中止・延期

計画より進んでいる  
1件（1.5%）

計画どおり  
56件（86.2%）

ラジオ体操の  
普及促進

## 推進視点ごとの取組概要

### 行財政運営の質的向上と効率化の推進

- リモートによる講義や動画配信など新しいスタイルで研修を実施し、研修機会を確保（感染症対策）
- 時差出勤、テレワーク及び分散勤務を実施し、柔軟な働き方をより一層推進（業務効率の向上・感染症対策）
- タブレット端末を活用した、Web会議やペーパーレス会議の実施（業務効率の向上・感染症対策・ペーパーレス化の推進）
- 県やNPO法人と協力し、食品ロスの削減に向けた取組（きずなBOXの設置など）を推進



Web会議の様子



きずな BOX（食品収集箱）

### あるべき都市像に向けた施策の着実な推進

- 高齢者保健福祉計画の策定作業や認知症サポーター数の増加を推進
- 町内会などが所有するLED防犯灯について、市へ移管することを決定

## 今後の取組

第8次計画はおおむね計画どおりに進んでいますが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、思うような成果を挙げられていない取組もあります。ウィズコロナ・アフターコロナ時代の新しい生活様式に対応しながら行財政改革を進め、基本理念である「未来へつなげる行財政運営基盤の確立」の実現を図り、時代の変化に対応した行財政運営を進めていきます。

**問合せ** 行政マネジメント課 内線289

日立市役所 〒317-8601 助川町1-1-1 TEL 22-3111 IP電話 050-5528-5000

# 身体障害・戦傷病者手帳、介護保険被保険者証をお持ちで要件に該当する方は、各種選挙で、郵便投票をすることができます

9月5日(日)に行われる茨城県知事選挙や、国政選挙などで、次の要件に該当する方は、ご自宅などで投票する郵便投票を利用することができます。

## 【郵便投票をすることができる方】

手帳などの種類	障害などの程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級または3級
	免疫、肝臓の障害	1級から3級まで
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	特別項症から第2項症まで
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	特別項症から第3項症まで
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

また、郵便投票をすることができる方のうち、上肢または視覚の障害が次表に該当するかたは、あらかじめ代理記載人を届け出ることで、代理記載による郵便投票をすることができます。

## 【代理記載による郵便投票ができる方】

手帳などの種類	障害などの程度	
身体障害者手帳	上肢、視覚	1級
戦傷病者手帳	の障害	特別項症から第2項症まで

## 特例郵便等投票制度について

新型コロナウイルス感染症などの影響により、次いざれかに該当する方は、特例郵便等投票ができます。

- 感染症法・検疫法の規定により外出自粛要請を受けた方
- 検疫法の規定により隔離または停留の措置を受けて宿泊施設内に収容されている方

\* 入院患者や濃厚接触者は、対象外です。

郵便投票（代理記載を含む）や特例郵便等投票を希望する方は、選挙期日の4日前までに申請手続きをしてください。

\* 詳しくは、市のホームページをご覧になるか、問い合わせてください。

問合せ 選挙管理委員会 内線334



# 8月1日(日)から らくらく窓口証明書交付サービスを開始します

マイナンバーカードを利用して簡単なタッチパネルの操作で、住民票の写しなどの証明書を取得できるサービスを開始します。操作方法が分からぬ場合は、職員がサポートしますのでお気軽にご利用ください。

利用開始日 8月1日(日)から

利用できる場所 日立市役所市民課窓口

利用できる方 日立市に住民登録があり、利用者証明用電子証明書（数字4桁の暗証番号）が搭載されたマイナンバーカードをお持ちの方

## 【証明書取得までの流れ】

- ①マイナンバーカードを端末機にかざす
  - ②数字4桁の暗証番号を入力
  - ③証明書の種別などを選択・必要部数を入力
  - ④端末機から発行される受付票を窓口職員に渡す
  - ⑤窓口で交付手数料と引き換えに証明書を受け取る
- \* 申請書の記入や本人確認書類の提示が不要になりますので、スムーズに証明書を取得することができます。

## 【取得できる証明書】

証明書の種類	交付手数料	取得できる範囲	注意事項
住民票の写し	200円	本人と同じ世帯の方の分	転出や死亡による除票や転出予定者のいる世帯などは取得不可
印鑑登録証明書	200円	本人分	本市での印鑑登録が必要
戸籍全部（個人）事項証明書	450円	本市に戸籍がある本人と同じ戸籍の方の分	■現在戸籍のみ取得可 ■除籍、改製原戸籍は取得不可
市県民税課税（所得）証明書	300円	本人分 (1月1日時点で本市に住民登録のある方)	■現年度分（前年中の所得）のみ取得可 ■未申告の場合は取得不可
市県民税納税証明書	300円		年金特徴者と普通徴収者の現年度分のみ取得可

\* コンビニ店舗などの証明書交付サービスと同じ操作方法となります。ぜひ、お試しください。

問合せ

市民課 内線503